

呉市建設工事における合冊入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市及び呉市上下水道局が発注する建設工事について、円滑で適正な建設工事の実施を行うことを目的として、複数の請負契約を同一の者と締結する必要がある場合において、当該複数の請負契約に係る競争入札を一つの案件として行うこと（以下「合冊入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当課等)

第2条 合冊入札を行う複数の建設工事については、一つの工事とみなし、事業の起因となる建設工事を主体工事と、他の建設工事を関連工事とする。

2 合冊入札による建設工事（以下「合冊建設工事」という。）の主務課（以下「主務課」という。）は、主体工事の担当課とする。ただし、特別な事情がある場合には、この限りでない。

(対象案件)

第3条 合冊入札の対象となる建設工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 主体工事及び関連工事（以下「主体工事等」という。）におけるそれぞれの設計金額が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号で定める額を超えること。
- (2) 主体工事等を一つの建設工事として設計する方法によらないこととする合理的な理由があること。
- (3) 主体工事等をそれぞれ発注すると、契約不適合責任の範囲が不明確となる等の理由により、同一の者と契約することが適当であると判断されること。
- (4) 主体工事等の施工場所、施工時期及び建設工事の種類が同一であること。
- (5) 主体工事等の請負契約の締結を同時に行うことができること。

(実施の決定)

第4条 合冊入札の実施については、呉市建設工事請負業者選定に関する規程（昭和39年呉市訓令第8号。以下「選定規程」という。）第8条に規定する呉市入札参加業者選定委員会の審査を経て決定するものとする。

(設計金額等の算出)

第5条 主体工事等の設計担当者は、それぞれの工事の経費等を調整した上で主体工事等の設計金額を算出するものとし、その合計額を合冊建設工事の設計金額（以下「合冊設計金額」という。）とする。

- 2 合冊建設工事の予定価格は、主体工事等の予定価格を合計した額とする。
- 3 合冊建設工事の最低制限基準価格は、主体工事等の最低制限基準価格を合計した額とする。
- 4 合冊建設工事の調査基準価格基礎額は、主体工事等の調査基準価格基礎額を合計した額とする。
- 5 合冊建設工事の失格基準価格基礎額は、主体工事等の失格基準価格基礎額を合

計した額とする。

- 6 合冊建設工事における入札参加業者の選定に当たり選定規程を適用するときは、合冊設計金額を用いるものとする。

(入札書)

- 第6条 合冊入札に係る入札書は1とし、当該工事に係る入札公告に記載した工事名及び主体工事に係る工事価格と関連工事に係る工事価格との合計金額を記載するものとする。ただし、当該合計金額には消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含まないものとする。

(工事費内訳書)

- 第7条 合冊入札に係る工事費内訳書は1とし、当該工事に係る入札公告に記載した工事名及び主体工事に係る積算内訳と関連工事に係る積算内訳とを併記して記載するものとする。

(電子入札)

- 第8条 電子入札システムを使用して主体工事の発注者へ提出された入札その他の書類は、関連工事の発注者へも同様に提出されたものとみなす。

(契約書)

- 第9条 合冊入札に係る請負契約書は、主体工事に係るものと関連工事に係るものとをそれぞれ作成するものとする。

- 2 主体工事等の請負契約書は同日に締結するものとする。ただし、変更契約書についてはこの限りでない。

(契約金額の算定)

- 第10条 主体工事等の契約金額は、合冊入札における落札者の入札額を主体工事等の設計金額の割合に応じて按分した金額（以下「税抜按分落札金額」という。）に消費税等を加算した金額とする。

- 2 税抜按分落札金額に千円未満の端数が生じる場合は、主体工事の税抜按分落札金額の当該端数を切り捨て、関連工事の税抜按分落札金額で調整するものとする。ただし、主務課の課長が別に計算方法を指示する場合は、この限りでない。

(入札結果等の公表)

- 第11条 公表する予定価格、最低制限価格、調査基準価格、失格基準価格及び落札金額については、それぞれ第5条第2項に規定する予定価格、同条第3項に規定する最低制限基準価格を基に算出した最低制限価格、同条第4項に規定する調査基準価格基礎額を基に算出した調査基準価格、同条第5項に規定する失格基準価格基礎額を基に算出した失格基準価格及び第6条に規定する入札金額に基づく落札金額をもって行うものとする。

(配置技術者等)

- 第12条 主体工事等に配置する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人は同一の者が兼ねることができるものとする。

(合冊建設工事の実施)

- 第13条 主体工事等の担当課は、相互の連絡等を密にして、合冊建設工事の設計

並びに施工等の調整及び協議を行い、当該工事の円滑な実施を図らなければならない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。